

# 住宅用火災警報器の設置はお済ですか？

問 消防防災課 ☎23-5144 各総合支所総務課

新築住宅は平成18年6月1日から  
既存住宅は平成20年5月31日まで  
設置しなければなりません。

\*これからはどの家にも住宅用火災警報器の設置が必要です。  
(平成20年6月1日から条例で既存住宅にも取り付けが義務付けられます。)

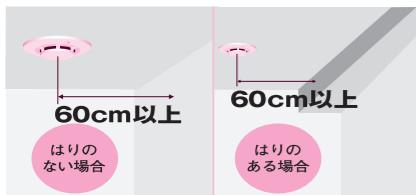
## 家のどこに取り付ければいいの？

住宅用火災警報器は、寝室（寝室が2階などの場合は階段にも必要）、台所に設置が必要です。取り付け場所は、天井または壁になります。

\*必要に応じて他の部屋（リビングや仮壇を置く部屋など）にも設置すると、さらに安心です。

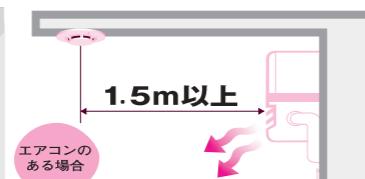


### 天井の取り付け位置



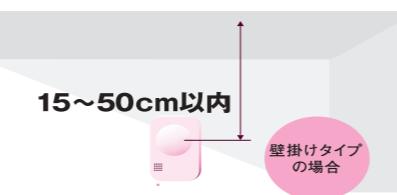
60cm以上  
はりのない場合

60cm以上  
はりのある場合



1.5m以上  
エアコンのある場合

### 壁の取り付け位置



15~50cm以内  
壁掛けタイプの場合

## 住宅用火災警報器 設置後は 「住警器シール」を 貼りましょう！



・「住警器シール」は大崎地域（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の取り組みです。  
・シールは義務的に貼るものではありませんが、最近多く発している悪質訪問販売などの防止に役立ちます。  
・玄関や郵便ポストなど人目に付く場所に貼りましょう。  
・シールは婦人防火クラブ員が配布しています。「住警器シール」が必要な人は、お近くのクラブ員または各総合支所総務課まで連絡してください。

## 住宅用火災警報器に関するご質問は、

住宅用火災警報器相談室へ ☎0120-565-911  
受付時間：月～金曜日までの午前9時～午後5時  
(正午から午後1時を除く)  
または、市役所消防防災課、各総合支所総務課へ  
お気軽にご連絡ください。

## 不適正な訪問販売にご注意ください！

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い不適正な訪問販売等による被害が各地で発生しています。被害に遭われている人の多くは高齢者で、特にひとり暮らしの人が狙われています。

次のケースを参考に地域ぐるみで声かけを行い、被害に遭わないよう十分注意しましょう。

### ケース1 「消防署の方から来ました」と消防職員を装うケース

・市職員や消防署員、消防団員が火災警報器を売り歩くことはありません。あたかも消防職員のような服装や言動で訪問してくる業者に注意しましょう。

### ケース2 「住宅用火災警報器の点検に来ました」と点検後に高額な請求をするケース

・点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼する作業ではありません。訪問時はキッパリと断りましょう。

### ケース3 「設置しないと罰金」とおどし、「今だけ特別価格」を強調して買わせるケース

・罰金という言葉に動搖しないこと。（罰金はありません）  
・高額な請求の被害に遭わないよう「住宅防火推奨商品取扱店」の表示している店舗、皆さんの信頼のおける店舗などから購入するようにしましょう。

訪問販売などのトラブルや疑問、不審な点があつた場合は、市消費生活センター（☎21-7321）へご相談ください。

# 宮城県議会議員一般選挙

私たちの意思を県政に反映させるための宮城県議会議員一般選挙が4月8日(日)に行われます。今回の県議選は選挙区並びに定数が前回の県議選と変わります。これは市町村合併により市内全域が1つの選挙区となったための変更で、議員定数は4人となります。

個人演説会や街頭演説、選挙公報などを通じて候補者をよく知り、一人ひとりが悔いのない責任ある一票を投じましょう。

問 大崎市選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

## 投票のできる人

今回の選挙で投票できるのは、昭和六十二年四月九日以前に生まれた人で、昨年の十二月二十九日以前に大崎市に転入の届け出を行い、市の選挙人に登録されている人です。

また、昨年の十二月三十日以後に、県内の市区町村から大崎市に転入した人は前住所地で、大崎市から県内の市区町村に転出した人は大崎市で投票することができます。この場合、大崎市または転出先からの「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。大崎市の場合、市民課と各総合支所で交付します。

なお、十二月三十日以降に二回以上市区町村単位で住所異動した場合は投票できません。

市内で引っ越しをして、今年の三月十五日までに転居届を済ませた人は、転居先の投票所で投票することができますが、それ以後に届け出を行つた人は前の住所地の投票所で投票することになります。

投票券に記載されている投票所をよく確認し、間違いのないように注意ください。

## 期日前投票・不在者投票

市内で引っ越しをして、今年の三月十五日までに転居届を済ませた人は、転居先の投票所で投票することができますが、それ以後に届け出を行つた人は前の住所地の投票所で投票することになります。

投票日に次のような事情で投票所に行けない場合は、期日前投票または不在者投票することができます。

①区域を問わず仕事に従事中の人、②

## 不在者投票

投票所では、体の不自由な人や自分で字を書くことが困難な人に、秘密を侵すことなく係員が投票のお手伝いをする代理投票の制度があります。なお、目の不自由な人のための点字投票制度もあります。

## 投票と開票時間

投票時間は、午前七時から午後八時までですが、一部終了時間が繰り上げになる投票所があります。これは、今回の選挙は開票を古川総合体育館の1か所で行うことから、時間を考慮したためです。詳しくは広報おおさき四月号でお知らせします。また、入场券に投票できる時間が記載されていますのでご確認ください。

## 選挙人名簿を縦覧

投票日には必ず本人が投票所へ入場券を持参してください。なお、紛失したり忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

## 選挙公報の配布

候補者の政見などを掲載した選挙公報を発行します。投票日前々日までに行政区長を通じて各家庭に配布しますのでご覧ください。

旅行や用務のため大崎市以外に滞在中の人、③病気や出産などで歩行が困難な人、などです。

詳しく述べた選挙公報は選挙管理委員会にお問い合わせください。